

## 四街道市広告事業実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することにより、市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ホームページその他の市の資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

### (広告掲載の基準)

第3条 次のいずれかに該当する広告は、広告掲載しない。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (6) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (7) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (8) その他広告掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 広告掲載に係る業種又は事業者、前項に規定する広告の内容その他の広告掲載に関する基準は、市長が別に定める。

### (広告の規格等)

第4条 広告掲載に当たっては、広告媒体ごとに次に掲げる事項を定めるものとし、当該広告媒体を所管する課等において処理する。

- (1) 広告の規格及び枠数
- (2) 広告掲載の場所又は位置
- (3) 広告掲載の時期、期間又は回数
- (4) 広告掲載に係る料金（以下「広告掲載料」という。）
- (5) その他広告掲載に関して必要な事項

### (広告の募集)

第5条 広告掲載の募集は、市のホームページ、市政だより四街道等による公募とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が限定されると認められるとき、又は広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、個別に広告掲載の募集をすることができる。

#### (広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、広告媒体ごとに定められた広告掲載の申込書に掲載又は掲出しようとする広告の原稿を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 広告の原稿は、広告掲載希望者の責任及び負担において作成するものとする。

#### (広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、広告掲載の可否を決定し、その結果を当該申込者に通知するものとする。

#### (広告掲載の順位)

第8条 市長は、広告掲載が適当と認められる申込者が募集枠を超えたときは、次に掲げる順序に従い、広告掲載の可否を決定する。ただし、競争入札又は企画提案方式により広告掲載を募集する場合は、この限りでない。

- (1) 第1順位 市内に事業所等を有するもの
- (2) 第2順位 前号に掲げる以外のもの

2 前項の場合において、同一順位の申込者が複数いる場合は、抽選により決定するものとする。

#### (広告審査会)

第9条 広告掲載の可否、広告の規格等その他広告掲載に関する事項について審査するため、四街道市広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### (広告掲載料の納入)

第10条 第7条の規定による広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を納入しなければならない。

2 広告掲載料は、行政財産の目的外使用許可に係る使用料等を納入する場合においても納入するものとする。

#### (広告掲載料の還付)

第11条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、市の都合により広告掲載ができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料の額の算出方法は、広告媒体ごとに別に定める。

#### (広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、第7条に規定する決定を取り消すことができる。

- (1) 市長が指定する期日までに、広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 広告主から広告掲載の辞退の申出があったとき。

(3) その他市長が広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告主の責務)

第13条 広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告物等の作成経費は、広告主の負担とする。

(免責)

第14条 第12条の規定による広告掲載の取消しその他の責めによらない原因により  
広告主が受けた損害については、市はその責めを負わない。

(広告代理店による募集等)

第15条 市長は、広告の募集等に係る業務を広告代理店を介して行うことができる。

(広告掲載した物品等の受入れ)

第16条 市長は、広告掲載した物品等の寄附の申し入れがあった場合において、適當と  
認めたときは、これを受けることができる。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年12月1日から施行する。